

する當局の御方針に就き貴意の存するところを文書を以て御高教相成度く重ねて懇願申し上げます。
昭和九年二月二十日

日本製鐵従業員組合
第九回定例執行委員会
日本製鐵株式会社八幡製鐵所
事務部長磯谷光亨殿

勿論本問題は共済組合の法人化と別個に處理することは出来ない性質のもので有るが此の問題を捕へて當局に迫ることに依つて共済組合法人化に拍車を加へることが出来るので本問題の取扱は極めて必要適宜の處置と云へよう

(六)

中元賞與はこうした

。我が組合の努力に依つて昨年十一月一日より本年一月三十一日までの三ヶ月分は既に二月渡しの給料と共に「官營最後の打切賞與」として支給されて居たので問題は後三ヶ月分に對して新會社は幾何の賞與を支給するかと云

ふ處に有つた。若し例年の計算で三ヶ月分に相當するだけしか支給しないとすれば従業員は例年に無い苦しい盆をしなければならぬで有らう。其處が本年の中元賞與に對する従業員

の最大關心事でも有つた。其處で我が組合は五月二十六日の理事會の決議に基き加藤組長、土佐野副組長、嶺主事、外七名の執行委員は同二十八日午後一時製鐵所本事務所工場課長を訪問し詳細に従業員の苦衷を訴へて、例年より減額すること無く最高額を支給して貰ひ度いと要望したるに安永工場課長は「兎に角前三ヶ月分は既に官營製鐵所に於て支給して有るから會社設立以後三ヶ月分だけしか新會社は責任を持つ譯には行かぬ、然し組合幹部諸君の云はれる事もよくわかつて居る。製鐵所も本年は儲かつて居るのだから出来る限りの努力はして見よう」とのことでも有つた。斯くて新會社になつて三ヶ月では有つたが先づ例年と略同額

の中元賞與が支給された。

(七)

日鐵八幡製鐵所の

八幡工場懇話會

加入反對問題

本年五月八日の八幡工場懇話會總會に於て「八幡製鐵所に加入勸誘の件」が議決されるや我が組合は逸早く同十三日の部長會議に於て對策を協議し斯くて同二十日の擴大委員會及同二十六日の理事會に於て五月二十八日に當局を訪問して我等は斷呼として反對する旨を工場課長に傳達した。

今其の反對理由の要點に就て簡単に記述すれば八幡工場懇話會は八幡に在る大小七個の工場もつて組織されて居るので有るが、これ等の工場はいづれも労働組合を認めて居ない。労働者が組合を組織しようとするは常に彈壓し然も其の總ての工場に於ては國際労働道德を無視した低賃金、長時間労働を

以て労働者を酷使して居る。若しこれ等の資本家と製鐵所が手を握ることになれば従業員に悪影響を及ぼすばかりで無く製鐵事業の國營信念にまで暗影を投ずる結果になる。八幡工場懇話會の本質は如何にしてよりよく労働者を搾取するか、如何にして労働組合運動の波を堰止めるか、と云ふ事を常に協議しストライキに際しては直ちに共同戦線を取つて労働者に對抗する爲につくられた資本家の常備機關以外の何ものでも無い、然も彼等は全産聯に加盟して労働組合法に反對して居る。我等は健全なる製鐵事業の發展の爲に不可侵の國營精神と勞務行政の時代適應性保有の立場から一切の資本家團體の製鐵所に對する働きかけを常に監視することを怠つてはならぬ。

(八)

停頓して居た

臨時職工の本職工採用

促進運動はこうした
加藤組長、土佐野副組長、嶺主事、谷口、菅野、渡邊仁、北野、龜重、篠原、猪野執行委員の十名は五月二十八日本事務所安永工場課長に會見し臨時職工を速に本職工に採用する様要望したるに安永工場課長は「實は怠慢で放任して有つた譯では無く創立準備や業務整理に忙殺されて其處まで手が届かなかつたので臨時職工諸君には濟まなかつた譯だが大體仕事も一段落ついたので早速採用準備に取りかゝる」との事でも有つた。斯くて停頓して居た臨時職工昇進の道は開けて其の後逐次本職工に採用されつゝ有り。

(九)

従業員子弟採用

優先權獲得は...

従業員の子弟採用優先權の獲得は全従業員多年の要望でも有つたが製鐵所は體格第一主義を採つて居た爲に従業員

の子弟として何等の特典も與へられて居なかつたので有るが我が組合の數回に亘る熱烈なる要望に對して製鐵所當局も遂に我が組合の要望を容るゝ處となつた。即ち五月二十八日に當局を訪問した加藤組長外九名の我が組合代表者に對して安永工場課長は「諸君の云はれることは尤もで有る。今後は従業員子弟のものは従業員子弟で有ることを明記して貰つて、一般応募者のものと履歴書を分類し、先づ従業員子弟の中から採用して尙足らない場合に一般応募者の中から採ることにして今後はそれを原則として實行する」と明言した。

(十)

日鐵本社

保倉重役に會見して

こう云つて置いた
七月四日、加藤組長、土佐野副組